別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

交通部運転免許本部運転免許課長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉市美浜区浜田２―１

所属　交通部運転免許本部運転免許課

電話　０４３―２７４―２０００

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
千葉県警察 千葉運転免許センター	1	本館２階	公衆電話	１台	0.35×0.30×0.40以下	硬貨及びカード式
	2	本館１階	写真撮影機	１台	1.85×1.15×2.10以下	車椅子対応
	3	本館１階	写真撮影機	１台	1.50×1.10×2.10以下	
	4	二輪棟１階	写真撮影機	１台	1.50×1.10×2.10以下	

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

交通部運転免許本部
流山運転免許センター長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数
　別表のとおり。

２　設置期間
　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間
　令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間
　令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法
　別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件
　別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法
　申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡
　令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先
　住所　千葉県流山市前ケ崎２１７番地
　所属　流山運転免許センター1階事務室（担当：庶務係）
　電話　０４－７１４７－２０００（音声ガイダンスによる代表番号）
　　ガイダンス開始後、１を押し、間隔を空けて６８と番号を押すと
　　交換台に繋がります。

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
流山運転免許センター	1	庁舎１階	公衆電話	１台	0.30×0.25×0.40	カードと硬貨併用
	2	庁舎１階	写真撮影機	２台	1.40×0.80×2.20	
					1.90×1.10×2.20	健常者・車椅子使用者両方に対応しているもの

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

千葉西警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉県千葉市美浜区真砂２丁目１番１号

所属　千葉西警察署　会計課

電話　０４３―２７７―０１１０（内線２３１）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
千葉西警察署	1	庁舎３階	食品	１台	1.10×1.10×1.90	
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

船　橋　警　察　署　長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉県船橋市市場４－１８－１

所属　船橋警察署　会計課

電話　０４７―４３５―０１１０（内線２３１）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
船橋警察署庁舎	1	庁舎４階	食品	１台	0.90×1.00×2.00	
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

鎌ケ谷警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　鎌ケ谷市新鎌ケ谷４－８－３５

所属　鎌ケ谷警察署　会計課

電話　０４７―４４４―０１１０（内線２３１）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
鎌ケ谷警察署庁舎	1	庁舎１階	食品	１台	0.85×0.84×1.87	

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

市川警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉県市川市鬼高４－４－１

所属　市川警察署　会計課

電話　０４７―３７０―０１１０（内線２３４）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
市川警察署	1	庁舎１階	食品	１台	1.20×1.35×2.00	
	2	庁舎２階	写真撮影機	１台	1.50×1.00×2.00	
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

行徳警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉県市川市塩浜３丁目１０番１８

所属　行徳警察署　会計課

電話　０４７―３９７―０１１０（内線２３０）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
行徳警察署庁舎	1	庁舎２階	食品	１台	1.00×0.90×2.00	
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

松　戸　警　察　署　長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　松戸市松戸５５８番地の２

所属　松戸警察署　会計課

電話　０４７―３６９―０１１０（内線２３５）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
松戸警察署庁舎	1	庁舎地下	食品	１台	1.05×1.02×1.89	
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

野田警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　野田市宮崎１４７番地の４

所属　野田警察署

電話　０４－７１２５－０１１０

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
野田警察署庁舎	1	庁舎１階	食品	１台	1.20×1.00×2.70	
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

木更津警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉県木更津市潮見１－１－５

所属　木更津警察署　会計課

電話　０４３８―２２―０１１０（内線２３１）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
木更津警察署庁舎	1	庁舎１階	写真撮影機	１台	1.80×1.00×1.89	
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

千葉中央警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉県千葉市中央区中央港１－１３－１

所属　千葉中央警察署　会計課

電話　０４３―２４４―０１１０（内線２３２）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
千葉中央警察署	1	庁舎４階	食品	１台	1.10×1.10×1.87	転倒防止板含む
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

我孫子警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　我孫子市柴崎９０４番地の１

所属　我孫子警察署　会計課

電話　０４―７１８２―０１１０（内線２３１）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
我孫子警察署	1	庁舎１階	食品	１台	0.90×0.90×2.00	
	2					
	3					
	4					

別添４

令和９年度行政財産使用許可に係る飲料用を除く自動販売機等設置希望者の募集について

下記のとおり設置希望者を募集します。

令和８年１１月１１日

旭警察署長

記

１　募集する自動販売機等の種類、大きさ、設置場所及び台数

別表のとおり。

２　設置期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、行政財産の用途又は目的を妨げないと認められる場合には、令和１０年４月１日から最長４年を限度に使用許可を更新することができるものとする。

３　募集要項配布期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

４　申込み受付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１０日（木）までの午前９時から午後４時までの間とする（土・日・祝祭日を除く。）。

５　申込み方法

別途配布する「募集要項」のとおり。

６　申込者・自動販売機等の設置条件

別途配布する「募集要項」のとおり。

７　設置者選定方法

申込みのあった者の中から、申込者の資力、信用及び実績並びに商品の種類、数量、価格等を考慮の上選定する。

８　設置者決定の連絡

令和９年１月８日（金）までに決定者に対し直接連絡する。

９　募集要項の配布場所、申込書の提出先及び照会先

住所　千葉県旭市ニの１－１

所属　旭警察署　会計課

電話　０４７９－６４―０１１０（内線２３２）

別表

建物名	番号	設置場所	種類	台数	幅×奥行×高さ（m）	備考
旭警察署	1	庁舎４階	食品	１台	0.96×0.90×1.90	
	2					
	3					
	4					